

29宗郷第 414号  
平成29年12月26日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様  
宗像市監査委員 小島 輝枝 様

宗像市長 谷井 博美  
( 市民協働環境部 郷土文化課 )

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

平成29年12月15日付29宗監第177号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（郷土文化課）

定期監査実施日：平成28年12月13日

監査対象年度：平成28年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）海の道むなかた館における鍵の管理体制について 海の道むなかた館の各部屋へ入室する際に使用するマスターキーを紛失しているので、適正に管理されたい。</p> <p>（2）海の道むなかた館インフォメーション及びショップ運営業務委託に関する事蹟について 契約書において、契約保証金を免除する旨記載しているが、免除理由を確認できないので、適正に事務処理されたい。</p> <p>（3）体験学習に関する事蹟について ア 海の道むなかた館で開催されている体験学習においては、受付業務を委託しており、請負業者は受付簿により体験学習参加者数等を管理している。しかし、委託元である郷土文化課の職員が受付簿に訂正印を押印し、訂正しているので、委託業務の範囲を明確にし、適正に事務処理されたい。また、受付簿において、修正テープの使用及び鉛筆書きが散見されるので、適正に事務処理するよう請負業者に指導されたい。</p>	<p>（1）海の道むなかた館における鍵の管理体制について 鍵の保管場所を明確にするとともに、持出の場合は使用者名を明記するよう整備しました。併せて、課内会議で周知を図り、運用しています。</p> <p>（2）海の道むなかた館インフォメーション及びショップ運営業務委託に関する事蹟について 宗像市契約事務規則第46条第2項第3号の規定に基づき免除しています。監査以降、免除理由を起工何に明記するようにしました。</p> <p>（3）体験学習に関する事蹟について ア 訂正印は請負業者が押印し、修正テープ等は一切使用しないよう、課員及び請負業者に指導、確認しました。以降、修正テープや鉛筆は使用しておりません。</p>

イ 体験学習の参加者数及び収入した参加費を明確に示す書類が整備されていないので、適正に事務処理されたい。

(4) 修繕関係に関する事蹟について

海の道むなかた館において、施設の管理業務を委託している業者に施設の修繕を依頼しているが、修繕が完了した後、修繕箇所を検査したことを示す書類が整備されていないので、適正に事務処理されたい。

(5) 行政財産使用許可に関する事蹟について

申請者から提出された「行政財産使用許可申請書(更新)」において、修正液を使用し訂正した申請書を収受しているので、書類受領時の確認を徹底されたい。

(6) 宗像市文化財収蔵庫機械警備業務委託に関する事蹟について

ア 文化財収蔵庫の警報装置が作動したことに對して、技術員による点検を後日行う旨、請負業者から報告されている。しかし、その報告以降、技術員による点検の実施が報告されていないので、適宜、報告を求められたい。

イ 委託料の支払いにおいて、契約書では当月分を翌月の20日までに支払う旨明記しているが、20日を越えて支払っている月が3月あるので、適正に事務処理されたい。

イ 参加者数及び収入を記載する整理簿を整備し、適正に事務処理を行っています。

(4) 修繕関係に関する事蹟について

修繕を行った際は、工事写真等必要な書類を徴することを課内会議で周知し、以降適正に行っています。

(5) 行政財産使用許可に関する事蹟について

書類受領時の確認の徹底を課内会議で周知し、以降徹底しております。

(6) 宗像市文化財収蔵庫機械警備業務委託に関する事蹟について

ア 文化財収蔵庫の警報装置が作動したことに對して、請負業者に点検報告書の提出を指示するとともに、今後点検報告が必要な事例においては、点検及び点検報告書の提出を速やかに行うよう指導しました。

イ 委託料の支払いにおいて、契約書に則り支払期限を厳守するよう、担当者に指導するとともに、課内会議で周知しました。

(7) いせきんぐ宗像自販機設置に関する事蹟について  
「公園施設の設置許可書」において、文書番号を誤って通知しているものが2件あるので、適正に事務処理されたい。

(7) いせきんぐ宗像自販機設置に関する事蹟について  
誤りがないよう確認を徹底することを担当者に指導するとともに、課内会議で周知を図り、適正に事務処理を行っています。